

戸田市青色回転灯活動用車両バンク制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地域における治安向上及び市民による青色回転灯装備車両（以下「青パト」という。）の普及促進のため、青パトによる防犯活動のための車両提供を希望する団体等（以下「希望団体」という。）に対して、車両提供を行う車両利用事業者（以下「提供事業者」という。）とを仲介する戸田市青色回転灯活動用車両バンク制度（以下「車両バンク制度」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録窓口)

第2条 車両バンク制度において提供する車両の登録窓口は、戸田市市民生活部防犯くらし交通課とする。

(提供事業者の範囲)

第3条 提供事業者は、青色回転灯活動の取り組みに同意する市内事業所を有する事業者とする。

(登録可能な青色回転灯活動用車両の要件)

第4条 車両バンク制度において登録可能な車両の要件は以下のとおりとする。

- (1) 提供事業者から希望団体に対して無償提供すること。
 - (2) 事故を起こした車両でないこと。
 - (3) 定期点検を受けていること。
- 2 登録済車両が希望団体に引渡完了した後に生じた事件、事故、その他の損害等については、市は一切の責を負わない。

(登録申請)

第5条 車両バンク制度に登録を希望する提供事業者は、登録書（様式第1号）に必要事項を記入の上、登録窓口申請を行う。

- 2 登録窓口は提出された登録書を確認し、内容に不備がないことが認められたときは、「戸田市青色回転灯活動用車両」として車両バンク制度に登録する。

(登録の有効期限)

第6条 登録の有効期限は、車検証に記載された有効期間の満了する日の90日前までとする。

(登録の更新)

第7条 登録窓口は、提供事業者に対し、登録の有効期限の30日前までに登録の更新手続きについて通知するものとする。

2 登録を更新する事業者は、登録窓口に登録更新届(様式第2号)を提出するものとする。

(登録車台帳の作成)

第8条 登録窓口は、車両バンク制度に登録された車両を管理するため、次の各号の内容を記載した登録車台帳を作成しなければならない。

- (1) 台帳登載年月日
- (2) 車名及び形式
- (3) 登録番号
- (4) 車台番号
- (5) 所有者
- (6) 所有者住所
- (7) 所有者連絡先
- (8) 初度検査年月
- (9) 車検証の有効期間満了日

(情報提供)

第9条 市は、登録事業者に関する情報は、戸田市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、本事業の目的以外には使用しないこととする。

(登録の変更、取り消し)

第10条 提供事業者は、登録した事項に変更が生じた場合又は登録の取り消しを希望する場合は、登録内容等変更届(様式第3号)により、登録窓口へ届け出なければならない。

(登録の抹消)

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 登録者から登録辞退の申し出があるとき。
- (2) 市が、登録事業者を登録者として不適合と認めたとき。
- (3) 登録更新手続きがなされなかったとき。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年10月10日から施行する。